

筑波技術大学施設整備基本方針

本学の教育理念と教育方針を達成するために施設整備基本方針を以下の4つに示し、今後継続的に行われる施設整備や管理・運営の指針とする。

1. 合理的配慮の提供を適確に行うための環境の整備

本学は聴覚・視覚に障害のある学生に対して高等教育を行うことを目的に設立された大学であり、一部専攻を除くすべての学生に一定の障害があることを前提としている。

2016年4月に施行した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が求める合理的配慮の提供を適確に行うためには、施設・設備の整備、情報アクセシビリティの向上、専門性のある指導体制の確保・人材配置といった、障害者のための教育・研究の充実に必要な環境の整備が重要であり、本学においては、学生のほぼすべてが障害のある学生であるという特質上、こうした環境の整備が特に重要であり、その取組を推進する。

2. 障害者教育研究の拠点づくり

我が国で唯一の聴覚・視覚障害者のための高等教育機関として、①学生の多様なニーズに応じた教育プログラム②障害の特性に応じた教育方法の開発と実施③3つの学部と障害者高等教育研究支援センターとの密接な連携④情報保障支援機能等を具現化⑤高等教育機関としての博士課程の開設等による大学院の充実、等を図り、国内外の聴覚・視覚障害者教育に関する情報の発信拠点としての環境整備を行う。

3. 地域社会や諸外国との交流を育む環境づくり

障害のある学生が就労後に感じる大学と社会とのギャップは大きく、スムーズに社会に参加・貢献できる社会適応環境の整備が重要となっている。地域社会との連携、学生が閉じこもらない環境づくり、周辺社会の障害者への理解促進、社会へ広げる活動等を目的として、全国の聴覚・視覚障害者や地域住民、他大学生との交流を誘発するプログラムや空間づくりを推進する。

国内のみならず、諸外国の教育機関や障害者関連組織との連携および国際交流協定締結大学の学生・教職員との交流を促進し、国際交流・国際貢献を推進する。

4. 安心・安全のエコキャンパス

本学で学ぶ聴覚・視覚障害学生に、事故のない安心・安全な環境を確保し、また東日本大震災、熊本地震での教訓から、災害に強いキャンパスを目指す。

今後、様々な障害のある学生の入学が予想されることから、多様なニーズに柔軟に応えられる環境が求められ、すべての学生が安心して教育と研究に専念できるようなユニバーサルデザインの思想に基づいた環境整備を行う。

人だけでなく環境にもやさしいキャンパスを目指し、自然エネルギーを積極的に活用しながら地球環境への負荷が低い環境共存型のキャンパス整備を推進する。